

様式第 1

番 号
年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理事長 殿

住 所
申請者 名 称
代表者等名 印

平成 年度地域新エネルギー導入・省エネルギー普及促進対策費補助金交付申請書

地域新エネルギー導入・省エネルギー普及促進対策費補助金交付規程第 5 条第 1 項の規定に基づき、
下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1. 設備導入事業

1. 補助事業の名称

2. 補助事業の目的及び内容

3. 補助事業の実施計画

4. 補助金交付申請額

(1) 補助事業に要する経費

(2) 補助対象経費

(3) 補助金交付申請額

(注) 消費税等仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

補助金所要額 - 消費税等仕入控除税額 = 補助金交付申請額

5. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額並びに区分ごとの配分 (別紙 1)

6. 補助事業に要する経費の区分ごとの四半期別発生予定額 (別紙 2)

7. 補助事業の開始及び完了予定日

(1) 開始予定年月日

(2) 完了予定年月日

普及啓発事業

1. 補助事業の名称
2. 補助事業の目的及び内容
3. 補助事業の実施計画
4. 補助金交付申請額
 - (1) 補助事業に要する経費
 - (2) 補助対象経費
 - (3) 補助金交付申請額(注) 消費税等仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。
$$\text{補助金所要額} - \text{消費税等仕入控除税額} = \text{補助金交付申請額}$$
5. 補助事業に要する経費の区分ごとの配分(別紙1)
6. 補助事業に要する経費の区分ごとの四半期別発生予定額(別紙2)
7. 補助事業の開始及び完了予定日
 - (1) 開始予定年月日
 - (2) 完了予定年月日

- (注) 1. この申請書には、以下の書面を添付のこと。
 - (1) 様式2の「実施計画書」を添付のこと。
 - (2) その他機構が指示する書面。2. 設備導入事業又は普及啓発事業のいずれかの事業のみの
交付申請の場合にあっては、不要となる事業に係る記載を省略して作成のこと。
3. 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 判とする。

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の地域新エネルギー導入促進対策費補助金は、経済産業省が定めた地域新エネルギー導入促進対策費補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金を地方公共団体等に交付するものです。

(別紙 1)

補助事業に要する経費の配分

(単位：円)

区 分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率	補助金の額
合 計				

(別紙 2)

補助事業に要する経費の四半期別発生予定額

(単位：円)

区 分	補助事業に要する経費				
	第 1 ・ 四半期	第 2 ・ 四半期	第 3 ・ 四半期	第 4 ・ 四半期	計
合 計					

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 判とする。

実施計画書

1. 事業名

2. 事業の内容

(1) 設備導入事業

実施事業名

事業実施者名（名称及び代表者の氏名及び住所・担当者連絡先）

事業概要等（別添 1）

(2) 普及啓発事業

実施事業名

事業概要等（別添 2）

（注）普及啓発事業がない場合は、記載を省略して作成のこと。

（注）事業が複数の場合は事業ごとに作成のこと。

3. 事業費総額

(1) 事業に要する経費 千円

(2) 補助金交付申請予定額 千円

4. 事業開始・完了予定年月日

(1) 開始予定年月日

(2) 完了予定年月日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の地域新エネルギー導入促進対策費補助金は、経済産業省が定めた地域新エネルギー導入促進対策費補助金交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金を地方公共団体等に交付するものです。

(別添1)

設備導入事業概要等

1. 実施事業名

2. 事業実施者名(名称及び代表者の氏名)及び住所

(注)当該地方公共団体以外の場合は、定款、登記簿謄本、会社概要、事業実績等の資料を添付のこと。

3. 事業の実施場所

県 市 町 番 号

4. 事業概要

(注)具体的な導入規模・設備能力等及びその用途も明記のこと。

5. 事業目的

(注)事業実施の目的及び当該地域のエネルギー政策における位置付け等を記載のこと。

6. 実施計画

(1) 計画概要

当該年度事業実施内容

年度別事業実施内容

(2) 総事業費

【全体事業】

事業に要する経費	千円
補助対象経費	千円
補助金交付申請予定額	千円

【当該年度事業】

事業に要する経費	千円
補助対象経費	千円
補助金交付申請額	千円
事業経費の配分(別紙3)	

資金調達の予定（別紙４）

補助事業に要する経費及びその調達方法（事業全体に要する経費）

（３）事業の実施体制

（注）直接事業を行うのみならず、外注、下請先及び間接的な協力者等も記載すること。

また、当該地方公共団体以外のものが行う事業の場合は、計画の実施に当たりどのように当該事業に関与し、その的確な実施を図るかを記載のこと。

（４）設備（機械装置等）及びシステムの概要

（注）システムの概念図及び設計の配置図など全体図を添付のこと。

（５）事業実施予定スケジュール

（６）導入事業全体の事業開始・完了予定年月日

（７）当該年度事業の事業開始・完了予定年月日

7．取組みの先進性等

（１）取組みの先進性

（注）新エネルギー導入事業としての取組みの先進性を記載のこと。

（２）事業の波及性、効果性

（３）活動の実績（非営利民間団体の場合）

8．事業実施に関連する事項

（１）他の補助金との関係

（注）当該事業と直接あるいは間接に関係する他の補助金等を受けている又は受ける予定がある場合は、その補助金等の内容を記載のこと。

（２）許認可、権利関係等事業実施の前提となる事項及び実施上問題となる事項

（注）事業実施に当たって許認可（届出）権利使用（又は取得）の必要なものについて、その取得等状況及び見通しを記載のこと。

（３）設備の保守計画

(別紙3)

設備導入事業経費の配分

(単位：円)

費目	事業に要する経費		補助対象経費の額			補助率	補助金の交付 申請予定額	備考
	金額	説明	金額	説明	積算内訳			
設計費								
(小計)								
機械装置等 購入費								
(小計)								
工事費								
(小計)								
諸経費								
(小計)								
合計								
消費税								
総計								

(別紙4)

< 年度 >

(単位：千円)

総事業費 (経費別)	補助金交付 申請予定額	地方負担分内訳					
		県負担額	予算措置 の状況	市町村 負担額	予算措置 状況	その他 負担額	予算措置 の状況
計							

- (注) 1. 予算措置の状況欄には、借入、起債、自己資金等の資金調達方法及びその見通しについて記載のこと。
2. 県又は市町村の負担額(助成額)がある場合には、その制度・内容がわかる資料を添付のこと。
3. 事業が2年以上にわたる場合には、年度別に記載のこと。

(別添2)

普及啓発事業概要等

1. 実施事業名

2. 事業概要

3. 事業目的

(注) 事業実施の目的及び当該地域のエネルギー政策における位置付け等を記載のこと。

4. 実施計画

(1) 計画概要

当該年度事業実施内容

年度別実施事業内容

(2) 総事業費

【全体事業】

事業に要する経費	千円
補助対象経費	千円
補助金交付申請予定額	千円

【当該年度事業】

事業に要する経費	千円
補助対象経費	千円
補助金交付申請額	千円

事業経費の配分(別紙5)

(3) 事業の実施体制

(注) 直接事業を行う者のみならず、外注・下請先及び間接的な協力者等も記載すること。

(4) 事業実施の全体スケジュール

(5) 普及啓発事業全体の事業開始・完了予定年月日

開始予定年月日 平成 年 月 日

完了予定年月日 平成 年 月 日

(6) 当該年度事業の事業開始・完了予定年月日

開始予定年月日 平成 年 月 日

完了予定年月日 平成 年 月 日

5．事業実施に関連する事項

(1) 他の補助金との関係

(注) 当該事業と直接あるいは間接に関係する他の補助金等を受けている又は受ける予定がある場合は、その補助金等の内容を記載のこと。

(2) 許認可、権利関係等事業実施の前提となる事項

(注) 事業実施に当たって許認可(届出)、権利使用(又は取得)の必要なものについて、その取得等状況及び見通しを記載のこと。

(3) その他実施上問題となる事項

(注) その他実施上問題となる事項があればその内容と解決の見通しを記載のこと。

(別紙5)

普及啓発事業事業経費の配分

(単位：円)

費目	事業に要する経費		補助対象経費の額			補助金の交付申請予定額	備考
	金額	説明	金額	説明	積算内訳		
謝金							
(小計)							
旅費							
(小計)							
庁費							
(小計)							
合計							
消費税							
総計							

(その費目)

(単位：円)

費目	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助金の額
1. 設計費 2. 機械装置等購入費 3. 工事費 4. 諸経費 5. 消費税			
合計			

(2) 普及啓発事業

補助事業に要する経費 円
補助対象経費 円
補助金の額 円

補助対象経費の配分及びこの配分された経費に対応する補助金の額は、次のとおりとする。

(その費目)

(単位：円)

費目	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助金の額
1. 謝金 2. 旅費 3. 庁費 4. 消費税			
合計			

3. 補助金の額の確定は、配分された補助対象経費の費目ごとの実支出額に補助率を乗じて得た額と、これらに対応する補助金の額（変更された場合は、変更された額とする。）とのいずれか低い額の合計額とする。

4. 地方公共団体等は、以下の交付条件に従って補助事業を実施しなければならない。
- (1) 地方公共団体等は、地域新エネルギー導入・省エネルギー普及促進対策費補助金交付規程（平成15年10月1日平成15年度規程第45号。以下「交付規程」という。）補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業を行うべきこと。
 - (2) 地方公共団体等は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第4による遅延等報告書（正本1通及び副本1通）を機構に提出し、その指示を受けるべきこと。
 - (3) 地方公共団体等は、交付規程第9条第1項各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ機構の承認を受けるべきこと。
 - (4) 地方公共団体等は、補助事業の実施に関し契約をする場合において、補助事業の運営上競争入札によることが著しく困難又は不相当である場合を除き、競争入札によるべきこと。
 - (5) 地方公共団体等は、機構が補助事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、機構の指示に従うべきこと。
 - (6) 地方公共団体等は、機構が交付規程第16条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部又は一部を取消したときは、これに従うべきこと。
 - (7) 地方公共団体等は、機構が交付規程第12条第3項の規定による補助金の返還を請求したときは、機構が指定する期日までに返還すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、交付規程第12条第6項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。
 - (8) 地方公共団体等は、機構が交付規程第16条第4項の規定による補助金の全部又は一部の返還を請求したときは、機構が指定する期日までに返還するとともに、交付規程第16条第5項の規定に基づき、加算金を併せて納付すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、交付規程第16条第6項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。
 - (9) 地方公共団体等は、機構が補助事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずべきこと。
 - (10) 地方公共団体等は、補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、善良なる管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。）しようとするときは、あらかじめ機構の承認を受けるべきこと。
 - (11) 地方公共団体等は、交付規程第19条第3項及び第20条第3項の規定に基づく取得財産等の処分により収益が生じたときは、機構の請求に応じ、その収入の全部又は一部（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を納付すべきこと。
 - (12) 地方公共団体等は、交付規程第8条の規定に基づく当該交付の決定に係る申請の取下げをしようとするときは、機構に報告しなければならない。
 - (13) 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付規程の定めるところにより、消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額することとなる。ただし、交付申請書において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでない場合に適用する。
 - (14) 地方公共団体等は、機構が必要と認めて指示したときは、取得財産等の利用状況等について、機構に報告しなければならない。また、間接補助事業による取得財産等についても同様とする。なお、詳細については、機構が別途指示するものとする。

5 .地方公共団体等は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び交付規程の定めるところに従わなければならない。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意すること。
また、間接補助事業者等の不正経理等の防止に万全を期すこと。

- (1) 適正化法第17条の規定による交付決定の取消、第18条の規定による補助金等の返還及び第19条第1項の規定による加算金の納付。
- (2) 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
- (3) 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
- (4) 機構の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
- (5) 補助事業者等の名称及び不正内容の公表。

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の地域新エネルギー導入促進対策費補助金は、経済産業省が定めた地域新エネルギー導入促進対策費補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金を地方公共団体等に交付するものです。

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理事長 殿

住 所
申請者 名 称
代表者等名

印

平成 年度地域新エネルギー導入・省エネルギー普及促進対策費補助金遅延等報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助金に係る補助事業の遅延等について、地域新エネルギー導入・省エネルギー普及促進対策費補助金交付規程第 7 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称
2. 遅延等の原因及び内容
3. 遅延等に係る金額 金 円
4. 遅延等に対して採った措置
5. 遅延等が補助事業に及ぼす影響
6. 補助事業の遂行及び完了予定日

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 判とすること。

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の地域新エネルギー導入促進対策費補助金は、経済産業省が定めた地域新エネルギー導入促進対策費補助金交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金を地方公共団体等に交付するものです。

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理事長 殿

住 所
申請者 名 称
代表者等名 印

平成 年度地域新エネルギー導入・省エネルギー普及促進対策費補助金
交付申請取下げ届出書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助金に係る補助事業の交付申請は、
下記のとおり取り下げることとしたので、地域新エネルギー導入・省エネルギー普及促進対策費補助金
交付規程第 8 条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 補助事業の名称
2. 交付の申請の取下げ理由
3. 取り下げられた交付の申請に係る補助対象経費及び補助金の額
 - (1) 補助対象経費
 - (2) 補助金の額

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 判とすること。

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の地域新エネルギー導入促進対策費補助金は、
経済産業省が定めた地域新エネルギー導入促進対策費補助金交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金を
地方公共団体等に交付するものです。

番 号
年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理事長 殿

住 所
申請者 名 称
代表者等名 印

平成 年度地域新エネルギー導入・省エネルギー普及促進対策費補助金補助事業計画変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助金に係る補助事業計画を下記のとおり変更したいので、地域新エネルギー導入・省エネルギー普及促進対策費補助金交付規程第 9 条第 1 項の規定に基づき、承認を申請します。

記

1. 補助事業の名称
2. 計画変更の内容
3. 計画変更の理由
4. 計画変更が補助事業に及ぼす影響及び効果
5. 計画変更後の経費の配分（別紙）

- （注）1．中止又は廃止にあつては、その後の措置を含めてこの様式に準じて申請すること。
2．用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 判とすること。

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の地域新エネルギー導入促進対策費補助金は、経済産業省が定めた地域新エネルギー導入促進対策費補助金交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金を地方公共団体等に交付するものです。

(別紙)

計画変更後の経費の配分

(単位：円)

費目	補助事業に要する経費			補助対象経費			補助率	補助金の額		
	配分 済額	変更額	改配 分類	配分 済額	変更額	改配 分類		配分 済額	変更額	改配 分類
合計										

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 判とすること。

番 号
年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理事長 殿

住 所
申請者 名 称
代表者等名 印

平成 年度地域新エネルギー導入・省エネルギー普及促進対策費補助金実施状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助金に係る補助事業の実施状況について、地域新エネルギー導入・省エネルギー普及促進対策費補助金交付規程第 10 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称
2. 補助事業の実施状況の概要
3. 補助事業に要する経費の使用状況 (別紙)

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 判とすること。

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の地域新エネルギー導入促進対策費補助金は、経済産業省が定めた地域新エネルギー導入促進対策費補助金交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金を地方公共団体等に交付するものです。

(別紙)

補助事業に要する経費の使用状況

(単位：円)

費目	補助事業に要する経費		
	配分済額	実績額 (年月日～年月日)	支出見込額 (年月日～年月日)
合計			

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 判とすること。

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理事長 殿

住 所
申請者 名 称
代表者等名 印

平成 年度地域新エネルギー導入・省エネルギー普及促進対策費補助金補助事業実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助金に係る補助事業が完了しましたので、地域新エネルギー導入・省エネルギー普及促進対策費補助金交付規程第 1 1 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 実施した補助事業

- (1) 補助事業の名称
- (2) 補助事業の内容
- (3) 補助事業の効果

2. 補助金の交付決定額及び交付決定年月日

3. 補助金受領額及び受領年月日

- (1) 受領額
- (2) 内訳
 - 第 回概算払額
 - 第 回概算払額

4. 間接補助事業者に対する間接補助金交付決定額及び交付決定年月日

5. 間接補助事業者に対する間接補助金確定額及び確定年月日

6. 間接補助事業者に対する間接補助金交付額及び交付年月日

7. 補助事業の収支決算

- (1) 収入・支出の総額
- (2) 収支明細表(別紙)

(注) 1. 補助金に係る消費税等仕入控除税額を減額して報告する場合は、次の算式を明記すること。

$$\text{補助金所要額} - \text{消費税等仕入控除税額} = \text{補助金の額}$$

2. 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 判とすること。

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の地域新エネルギー導入促進対策費補助金は、経済産業省が定めた地域新エネルギー導入促進対策費補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金を地方公共団体等に交付するものです。

(別紙)

収支明細表

(単位：円)

費目	交付決定額					
	交付決定額		流用増減額		流用後交付決定額	
	補助対象 経費	補助金の額	補助対象 経費	補助金の額	補助対象 経費	補助金の額
合計						

(単位：円)

費目	決算額						
	収入	支出				差引	備考
	補助金の 収入額	補助対象 経費の実績額	補助対象 経費	補助率	補助金 の額	補助金 返納額	
合計							

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

様式第 9

番 号
年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

理事長

殿

住 所

申請者 名 称

代表者等名

印

平成 年度地域新エネルギー導入・省エネルギー普及促進対策費補助金
補助事業年度末実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助金に係る補助事業について、地域新エネルギー導入・省エネルギー普及促進対策費補助金交付規程第 11 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 実施した補助事業

- (1) 補助事業の名称
- (2) 補助事業の内容
- (3) 補助事業の効果

2. 補助金交付決定額及び交付決定年月日

3. 補助金受領額及び受領年月日

- (1) 受領額
- (2) 内 訳
 - 第 回概算払額
 - 第 回概算払額

4. 間接補助事業者に対する間接補助金交付決定額及び交付決定年月日

5. 間接補助事業者に対する間接補助金交付額及び交付年月日

6. 補助事業の収支決算

- (1) 収入・支出の総額
- (2) 収支明細表(別紙)

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 判とすること。

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の地域新エネルギー導入促進対策費補助金は、経済産業省が定めた地域新エネルギー導入促進対策費補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金を地方公共団体等に交付するものです。

(別紙)

収支明細表

(単位：円)

交付決定額 及び 決算額 費目	交 付 決 定 額						交付決定額のうち 翌年度への繰越額	
	交付決定額		流用増減額		流用後交付決定額		補助対象 経費	補助金 の額
	補助対象 経費	補助金 の額	補助対象 経費	補助金 の額	補助対象 経費	補助金 の額		
合 計								

(単位：円)

費 目	決 算 額						差 引	備 考
	収 入	支 出				補助金 返納額		
	補助金の 収入額	補助対象経 費の実績額	補助対象 経費	補助率	補助金の額			
合 計								

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 判とすること。

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理事長 殿

住 所
申請者 名 称
代表者等名 印

平成 年度地域新エネルギー導入・省エネルギー普及促進対策費補助金
返還報告書（確定に係るもの）

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助金に係る額の確定を受けたことに伴い、既に交付を受けている補助金のうち当該確定額を超える部分について返還したので、地域新エネルギー導入・省エネルギー普及促進対策費補助金交付規程第 12 条第 5 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称
2. 補助金確定通知額及び年月日
3. 既に交付を受けている補助金の額
4. 返還を請求された金額及び年月日
5. 返還すべき金額及び年月日
6. 返還した金額及び年月日
 - (1) 返還金
 - (2) 延滞金
7. 延滞金の算出根拠
8. 未返還金額
 - (1) 返還金
 - (2) 延滞金

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 判とすること。

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の地域新エネルギー導入促進対策費補助金は、経済産業省が定めた地域新エネルギー導入促進対策費補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金を地方公共団体等に交付するものです。

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理事長 殿

住 所
申請者 名 称
代表者等名 印

平成 年度地域新エネルギー導入・省エネルギー普及促進対策費補助金
消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書

地域新エネルギー導入・省エネルギー普及促進対策費補助金交付規程第 1 3 条第 1 項の規定に基づき、
下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称
2. 補助金額（交付規程第 1 3 条第 1 項による額の確定額）
3. 補助金の確定時における消費税等仕入控除税額
4. 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税等仕入控除税額
5. 補助金返還相当額（4. - 3.）

- （注）1. 別紙として積算の内訳を添付すること。
2. 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 判とすること。

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の地域新エネルギー導入促進対策費補助金は、
経済産業省が定めた地域新エネルギー導入促進対策費補助金交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金を
地方公共団体等に交付するものです。

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理事長 殿

住 所
申請者 名 称
代表者等名 印

平成 年度地域新エネルギー導入・省エネルギー普及促進対策費補助金精算(概算)払請求書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助金の精算（第 回概算）払を受けたいので、地域新エネルギー導入・省エネルギー普及促進対策費補助金交付規程第 1 4 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1．補助事業の名称

2．精算（概算）払請求金額 金 円

3．請求金額の内訳（別紙）

4．概算払を必要とする理由（概算払の場合に限る）

5．振込先

銀行 支店 預金種別 口座番号
名義（フリガナ）

（注）用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 判とすること。

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の地域新エネルギー導入促進対策費補助金は、経済産業省が定めた地域新エネルギー導入促進対策費補助金交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金を地方公共団体等に交付するものです。

(別紙)

請求金額の内訳

(単位：円)

費目	補助対象経費の額			補助率	補助金の額		
	配分済額	実績額 (年月日 年月日)	支出見込額 (年月日 年月日)		配分済額	前回まで の受領額	今回 請求額
合計							

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理事長 殿

住 所
申請者 名 称
代表者等名 印

平成 年度地域新エネルギー導入・省エネルギー普及促進対策費補助金
返還報告書（取消しに係るもの）

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助金に係る補助事業について、地域新エネルギー導入促進対策費補助金交付規程第 1 6 条第 6 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1．補助事業の名称
- 2．既に交付を受けている補助金の額
- 3．返還を請求された金額及び年月日
- 4．返還した金額及び年月日
 - (1) 返還金
 - (2) 加算金
 - (3) 延滞金
- 5．加算金及び延滞金の算出根拠
- 6．未返還金額
 - (1) 返還金
 - (2) 加算金
 - (3) 延滞金

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 判とすること。

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の地域新エネルギー導入促進対策費補助金は、経済産業省が定めた地域新エネルギー導入促進対策費補助金交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金を地方公共団体等に交付するものです。

取得財産等管理台帳（取得財産等明細表）
 [平成 年度]

（単位：円）

区分 財産名	規格	数量	単価	金額	取得 年月日	耐用 年数	保管場所	備考

- （注）1．対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が本交付規程第 2 0 条第 1 項に定める処分制限額以上の財産とする。
- 2．財産名の区分は、(イ)事務用備品、(ロ)事業用備品、(ハ)書類・資料、(ニ)無体財産権、(ホ)その他の物件（不動産及びその従物）とする。
- 3．数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
- 4．取得年月日は検収年月日を記載すること。
- 5．用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 判とすること。

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理事長 殿

住 所
申請者 名 称
代表者等名 印

平成 年度地域新エネルギー導入・省エネルギー普及促進対策費補助金財産処分承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助金に係る補助事業について、地域新エネルギー導入・省エネルギー普及促進対策費補助金交付規程第 2 0 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。

記

- 1. 補助事業の名称
- 2. 処分しようとする財産及びその理由（注 1）

財産の名称	財 産 名 (仕 様)	数 量	処分の方法	処分の理由	備 考 (処分の時期等)

- 3. 相手方（住所、氏名、使用の場所及び流用の目的）(注 2)
- 4. 処分の条件（注 2）

(注 1) 処分の方法として売却、譲渡、交換、貸与、担保提供等の別を記載する。自己使用の場合は用途を記載する。
 (注 2) 売却、譲渡、交換、貸与、担保提供の相手方のある場合は、それぞれの相手方及び条件について記載する。自己使用の場合は不用。
 (注 3) 取得財産が共有の場合は、備考に共有相手先及び共有比率を記載すること。
 (注 4) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 判とすること。

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の地域新エネルギー導入促進対策費補助金は、経済産業省が定めた地域新エネルギー導入促進対策費補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金を地方公共団体等に交付するものです。

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

地方公共団体名

(単位：円)

国			地方公共団体										備 考	
歳出予算 科 目	交付決定 の 額	補助率	歳入			歳出								
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補 助金相当額	支出済額	うち国庫補 助金相当額	翌年度 繰越金	うち国庫補 助金相当額		

(記載事項)

1. 「国」の「歳出予算科目」は、項及び目（交付決定が目の細分において行われる場合は、目の細分まで）を記載すること。なお、経済産業大臣が補助金等の補助要綱又は補助条件等によって、補助事業等に要する経費の配分の変更について、経済産業大臣の承認を要するものと規定としている場合には、他に流用することについて承認を要するものとして配分された経費に対する補助金等の額の区分名を特掲し、その他の経費に対する補助金等の額については、一括して「その他」の区分名を用いて記載すること。
2. 地方公共団体等の「科目」は、歳入にあつては款、項、目、節を、歳出にあつては款、項、目をそれぞれ記載すること。なお、歳出にあつては、前記1.ただし書により国の歳出予算科目欄において補助事業等に要する経費の配分に応じて補助金等の額の区分名を記載する場合において、これに対応する経費の配分が目の内訳に係るときは、当該経費の配分の目を内訳として記載すること。
3. 「予算現額」は、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
4. 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。
5. 補助事業等の地方公共団体等の歳出予算額の繰越が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準ずること。この場合において、地方公共団体等の歳入の「科目」は「前年度繰越金」を掲げる場合は、その「予算現額」及び「収入済額」の数字下欄に国庫補助金額を内書（ ）をもって附記すること。

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の地域新エネルギー導入促進対策費補助金は、経済産業省が定めた地域新エネルギー導入促進対策費補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金を地方公共団体等に交付するものです。

